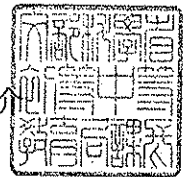


22初児生第20号
平成22年8月13日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷 桂介



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）

標記の件については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け文科初第777号文部科学省大臣政務官通知）において、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、東京都の高等学校で、生徒の虐待が疑われながら、管理職自らが児童相談所等へ通告していなかったという事案が発生しました。

つきましては、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があるほか、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等へ通告しなければならないこと等について、改めて、上記通知の内容を所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底するようお願いいたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

TEL：03-5253-4111（内線3299）

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。